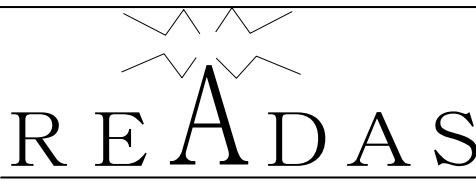


第 5773 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月14日 月曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ e-Tax 利用の簡便化

**Q**：e-Taxの利用が簡便化されるようですが、どのようになるのですか？

**A**：平成31年1月から利用できるようになるようです。

### 【解説】

先ごろ、国税庁から「国税庁レポート」が公表され、「納税者サービスの充実と行政効率化のための取組」の中にe-Tax利用の簡便化についての取組が記載されています。

それによりますと、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータル認証連携機能を活用して、個人納税者のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31(2019)年1月から利用できるように取り組んでいるとのこと。

具体的には、次のようになるようです。

- ①マイナンバーカードによるe-Tax利用  
マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、簡易な設定でe-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができるようになります。  
この場合には、これまで必要だった開始届出書の提出やID・パスワードの取得が不要になります。
- ②ID及びパスワードによるe-Tax利用  
マイナンバーカード及びICカードリーダライタを取得していない者については、厳格な本人確認をした上で、税務署長がe-Tax用のID・パスワードを通知し、電子申告することができるようになります。

